

事業系ごみ処理マニュアル

～事業系一般廃棄物の適正な処理のために～



第13版(令和2年6月改訂)

八戸市 環境部

目 次

1 事業者の皆様へ	1
2 事業活動に伴って発生する廃棄物	2
3 産業廃棄物の処理	2
4 事業系一般廃棄物の処理	4
4-1 事業系一般廃棄物の収集運搬	4
4-2 事業系一般廃棄物の処分	5
4-2-1 「紙類」の搬入規制	5
4-2-2 「枝木類」「ペットボトル」のリサイクル	6
4-2-3 可燃ごみ・粗大ごみ・不燃ごみの処分	7
4-2-4 最終処分について	8
4-3 事業所でのごみ分別の例	9
5 事業所における廃棄物の減量とリサイクル	10
5-1 事業系一般廃棄物の現状	10
5-2 ごみの実情の把握	10
5-3 減量・リサイクルのポイント	11
6 事業系ごみの開放検査について	12
7 お問い合わせ先一覧	12

1 事業者の皆様へ

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）」と規定されており、排出事業者の処理責任が明確化されています。

また、「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物に再生利用等を行うことによりその減量に努める」、「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し地方公共団体の施策に協力しなければならない」という旨も規定されています。

八戸市では、限りある資源を有効に利用する循環型社会の実現に向け、市・事業者・市民が担う基本方針・施策を定めた八戸市一般廃棄物処理基本計画を平成29年3月に策定しています。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kurashi_tetsuzuki/gomi_kankyo_pet/kankyo_machizukuri/4/9612.html

循環型社会の実現のためには事業者の皆様のご協力も必要です。

八戸市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

- 計画期間 平成29年度～令和8年度（10年計画）
- 基本方針 市・事業者・市民が、より一層連携し3Rをより活発に、より計画的に実施する。
- 数値目標

項目	平成27年度 （実績）	令和3年度 （中間年度）	令和8年度 （目標年度）
ア. 排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量			
	978g/人・日	930g/人・日以下	900g/人・日以下
家庭系	646g/人・日	623g/人・日以下	610g/人・日以下
事業系	332g/人・日	307g/人・日以下	290g/人・日以下
イ. 再資源化：リサイクル率			
	13.8%	17%達成	20%達成
ウ. 最終処分：1人1日あたりの最終処分量			
	110g/人・日	100g/人・日以下	90g/人・日以下

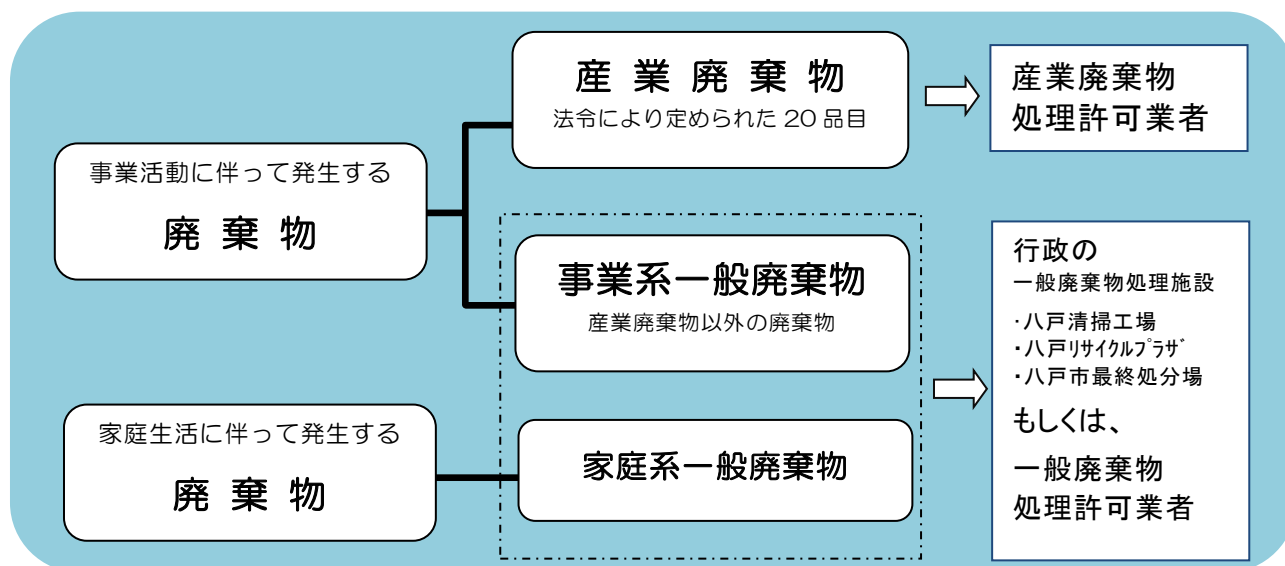
八戸市一般廃棄物処理基本計画における「事業者の役割」

事業者の主な役割は、事業活動により発生するごみの排出を少なくすること、消費者のごみを増やさないこと、資源物の分別及び再資源化に努めることです。

【具体的な活動】

- ・ 製造、加工などで発生するごみを減らす工夫をする。
- ・ 過剰包装をしないようにする。
- ・ ペーパーレス化やグリーン製品の購入に努める。
- ・ 食品を扱う場合は、生ごみの排出を控えるようにし、できる限り生ごみのリサイクルに取り組む。
- ・ 資源物の店頭回収に取り組む。
- ・ 環境配慮型製品の取扱いに努める。

2 事業活動に伴って発生する廃棄物



市内で発生する廃棄物はまず、事業活動に伴って発生する廃棄物と家庭生活に伴って発生する廃棄物に分けられ、事業活動に伴うごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。

皆様の「事業活動に伴って排出される廃棄物」は、法令で定められた 20 品目の「産業廃棄物」と、それ以外の「事業系一般廃棄物」のどちらかに分類されます。この場合の事業活動とは、「会社、事業所、工場のみならず、自営業や病院、学校、官公署などの公共サービスも含んだ、あらゆる事業活動」となり、執務室や店内のみならず休憩室や敷地内の花壇、ごみ箱から発生するごみも事業活動に伴うものと判断されます。

例えば、自宅で事業を営まれている方については、まず、家庭生活によって生じる廃棄物と事業活動で生じた廃棄物とを分けて処理していただく必要があります。次いで事業活動によって生じた廃棄物を、産業廃棄物と事業系一般廃棄物とに分け、それぞれのルールに従って処理していただく必要があります。

3 産業廃棄物の処理

法令により定められた 20 品目が産業廃棄物となります（P.3参照）。うち一部については、特定の事業活動に伴って発生した場合に限り、産業廃棄物と判断される業種指定があります。

例えば、事業活動に伴って生じたプラスチック製・金属製・ガラス製の廃棄物は、いずれの業種の事業者が排出した場合でも産業廃棄物になりますが、紙くず、木くずなどは、指定された業種以外の事業所で発生した場合は、事業系一般廃棄物となります。

なお、産業廃棄物や一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等を有するものは、「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」に区分され、普通の廃棄物とは別に処理基準等が定められています。

概要については、環境省のホームページでも確認できます。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/index.html

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、次に該当するものが「産業廃棄物」となります。

	産業廃棄物の種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	② 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④ 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等全ての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等全てのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等 固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、缶等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（びん、板ガラス等）、コンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等 ※⑩に該当するものを除く
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、 パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、 木材・木製品製造業 （家具の製造業を含む）、 パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等（パレット等は業種を問わず全て産業廃棄物に該当）
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、 衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業 で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場 で処分した獣畜、 食鳥処理場 で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業 から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業 から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳ 13号廃棄物	上記①から⑨に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

○産業廃棄物を一般廃棄物処理施設（八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザ・八戸市最終処分場）に持ち込むことはできません。一般廃棄物処理業者で処理（収集運搬・処分）することもできません。

○産業廃棄物は自ら処理するか、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物の処理を委託するときは、処理業者と書面で契約した上で、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付してください。

市では「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」を作成し、配布しております。また、市のホームページからダウンロードも可能ですので、ご確認ください。

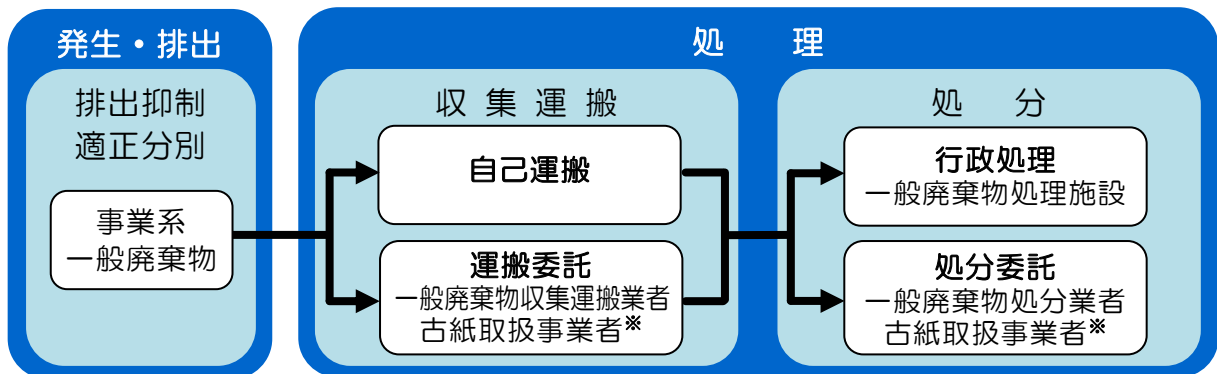
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyohozenka/gomi_kankyo_pet/2/1/2955.html

産業廃棄物の処理に関するお問合せ先

廃棄物の区分・処理業の許可 八戸市 環境保全課 廃棄物対策グループ TEL0178-51-6195
 処理業者の紹介 一般社団法人 青森県産業資源循環協会 TEL017-721-3911

4 事業系一般廃棄物の処理

事業活動により生じた廃棄物のうち産業廃棄物（P.3 参照）以外のものが事業系一般廃棄物となります。行政（八戸市・八戸地域広域市町村圏事務組合）の一般廃棄物処理施設では、一般廃棄物処理計画に基づく可燃ごみなどの処分を行っています。ただし、事業系一般廃棄物の収集運搬や、行政が扱っていない事業系一般廃棄物の処分は、排出する事業者の責任で行う必要があります。



排出する事業者が、自ら処理（運搬や処分）をできない場合は、八戸市の許可を受けた一般廃棄物処理業者（運搬＝一般廃棄物収集運搬業者・処分＝一般廃棄物処分業者）に委託しなければなりません。ただし、下記のとおり古紙などのリサイクルについては例外があります。

※収集運搬業・処分業に関する例外「^{もっぱ}専ら物」

廃棄物処理法では、法制定以前より資源回収業者によって回収されていた「専ら再生利用の目的となる廃棄物（＝専ら物）」のみについて、再生利用を業として行う者は、処理業（収集運搬業・処分業）の許可を不要としています。

「専ら物」は、下記の4品目とされています。

○古紙 ○くず鉄（古銅等を含む金属くず） ○あきびん類 ○古繊維

分別済の「専ら物」については、収集運搬業・処分業の許可を持っていない古紙取扱事業者や古物商に処理を委託することができます。

4-1 事業系一般廃棄物の収集運搬

事業系一般廃棄物は、家庭ごみ（家庭系一般廃棄物）の集積所には出せません。

御社で直接処理施設に持ち込むか、運搬を委託する場合は、八戸市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。一般廃棄物収集運搬業者は、市ホームページで確認できます。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kurashi_tetsuzuki/gomi_kankyo_pet/kogai_haikibutsu/1/10398.html

一般廃棄物の収集運搬に関するお問合せ先

収集運搬業者の紹介 一般廃棄物処理業者連絡協議会 TEL0178-20-9377
収集運搬業の許可 八戸市環境保全課廃棄物対策グループ TEL0178-51-6195

4-2 事業系一般廃棄物の処分

4-2-1 「紙類」の搬入規制

八戸市、八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場(焼却施設)では、平成20年度より事業活動に伴って生じた「資源となる紙」の搬入を規制しています。

事業系一般廃棄物にあたる「紙」を排出される場合には、まず、資源となる紙とならない紙に分けていただき、資源となる紙につきましては、古紙取扱事業者にお渡しください。

「資源となる紙」の分別 (例)

1. 段ボール

ロウ引き段ボールは除きます。

※段ボールをごみ箱代わりに使うのはやめましょう。



2. 新聞紙



3. 雑誌・チラシ類



雑誌



OA紙



チラシ



パンフレット
・カタログ

※ホッチキス針は付いたままでも大丈夫です。

4. その他の紙



名刺



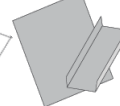
封筒



紙袋



包装紙



厚紙

※小さな紙は封筒や紙袋に入れて出すことができます。

- ・異物を取り除く(金具・ビニール・フィルム等)
- ・ひもで縛る(紙ひも推奨)
- ・小さな紙は封筒や紙袋に入れて

資源にならない紙 (八戸清掃工場を受入れします)

- 汚れた紙(水、油、食品の汚れ)
- 裏カーボン紙・ノーカーボン紙
- 写真・写真プリント用紙、感光紙
- 金・銀が箔押しされた紙
- 感熱紙(レシート等)
- 防水加工紙(紙コップ等)
- 捺染紙(昇華転写紙…アイロンプリント等)
- 臭いのついた紙(石けんの箱、洗剤容器)
- ビニールコート紙
- 合成紙
- 圧着はがき
- 感熱発泡紙
- 油紙・ロウ紙

※シュレッダー紙はなるべく資源化にご協力ください

古紙取扱事業者

下記は、排出事業者による古紙自己搬入にも対応する一般廃棄物処理業者です。引渡し時の条件等の詳細は、依頼する古紙取扱事業者にご確認ください。(五十音順)

(株)インターセンス 市川町字南大谷地5-1	TEL0178-28-4722
(有)柏崎清掃社 是川字田中山24-23	TEL0178-96-2795
北日本産業(株) 沼館一丁目7-35	TEL0178-22-4655
第一清掃(株)リサイクルセンター内舟渡 長苗代字内舟渡42-7	TEL0178-21-8338
(有)東司清掃管理 小中野一丁目2-4	TEL0178-43-7777

各事業所でシュレッダーした紙については、サイズ等によっては再資源化が可能です。事前にサンプルを見せるなど、次の古紙取扱業者にご相談ください。

○(株)インターセンス ○北日本産業(株) ○第一清掃(株)リサイクルセンター内舟渡 ○(有)東司清掃管理
※連絡先は上記をご参照ください

機密書類の出張破砕(資源化)

下記事業者は、シュレッダー搭載車による出張型の処分方法です。裁断処理された古紙は再資源化されません。詳細は各社へお問合せください。

第一清掃(株)

TEL0178-44-2624

八戸通運(株) 八戸貨物営業所

TEL0178-28-2501

社会福祉法人 ユートピアの会

TEL0178-25-6056

※破砕のほか、機密書類の資源化を行う大手運送事業者等もございます。

4-2-2 「枝木類」「ペットボトル」のリサイクル

「枝木類」「ペットボトル」は、適切に分別することにより再資源化が可能です。焼却量削減及び再資源化の推進のため、下記の一般廃棄物処分業者をご検討ください。

搬入の際は、事前に各一般廃棄物処分業者にご確認の上、搬入してください。

枝木類のリサイクル

剪定枝などの枝木類は、チップやボイラー燃料など資源として有効利用されます。一般廃棄物である枝木類がまとまって発生する場合は、下記の一般廃棄物処分業者に処理を委託してください。

処理費用はいずれの業者も行政の処理料金を超えないものとしています。
搬入時は他の異物が混入しないようご注意ください。

枝木類を取扱う一般廃棄物処分業者

(株)曾我産業

南郷中野字丑木沢41-7 TEL0178-82-2347

- 受入サイズ：直径制限なし
長さ 200 cm以下
- 備考：剪定枝等の生木を受入れしています。

環境緑花工業(株)

櫛引字取揚石11-10 TEL0178-20-3400

- 受入サイズ：直径制限なし
長さ制限なし
- 備考：剪定枝等の生木を受入れしています。



※参考※

八戸清掃工場 (50kg までごとに 460 円)

- 受入サイズ：直径 10 cm以下
長さ 50 cm以下
 - 備考：一般廃棄物焼却施設
- 八戸リサイクルプラザ (50kg までごとに 460 円)
- 受入サイズ：直径 15 cm以下
長さ 150 cm以下
 - 備考：生木は受け入れておりません。

ペットボトルのリサイクル

従業員が個人的に消費したペットボトル等は一般廃棄物です。あらかじめ分別した上で、下記の一般廃棄物処分業者に処理を委託してください。

搬入されたペットボトルは、圧縮処理され、再資源化業者へ引き渡されます。

ペットボトルを取扱う一般廃棄物処分業者

第一清掃(株) リサイクルセンター内舟渡

長苗代字内舟渡42-7 TEL0178-21-8338

- 備考：事前に受入要件などについてお問合せください。



4-2-3 可燃ごみ・粗大ごみ・不燃ごみの処分

八戸市内で発生した一般廃棄物は、八戸地域広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理施設で焼却、破碎などの中間処理をしています。

事業系一般廃棄物についても、資源化に適さない可燃性のものは八戸清掃工場を受入れし焼却しています。産業廃棄物とはならない粗大ごみや従業員が個人的に排出した缶・びんは、八戸リサイクルプラザを受入れし破碎・選別をしています。

排出事業所が、直接持ち込む場合には、事前に搬入許可申請（代表者印）が必要です。それぞれの処理施設で受付しています。

●受入対象

八戸清掃工場（可燃ごみ）	八戸リサイクルプラザ（粗大ごみ・不燃ごみ）
資源とならない紙（P.5 参照）、木くず、草、天然繊維くず、従業員が個人的に排出したプラスチック製容器・包装 例：複写伝票（レシート）、感熱紙、たばこの吸殻、割り箸、ウェス、掃除機のちり、茶殻、残飯、従業員が排出した弁当殻・ペットボトル等	最長辺 50 cm以上 150 cm未満の一般廃棄物、従業員が個人的に排出した金属製またはガラス製の容器・包装 例：木製の事務机・椅子、従業員が排出した飲料の缶・びん

●留意事項

- ・産業廃棄物（P.3 参照）や資源となる紙は搬入できません。
- ・廃棄物の性状や数量により受入要件を定めているものがあります（例：枝木類直径 10 cm 以下・最長辺 50 cm以下 等）。詳細は各処理施設にご確認ください。

●処分手数料

50 kgまでごとに 460 円

●受入日時

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9～12 時・13～17 時

一般廃棄物を焼却・破碎する行政処理施設 八戸地域広域市町村圏事務組合

八戸清掃工場（櫛引字取場石 1-1）
Tel0178-27-1351

八戸リサイクルプラザ（櫛引字山田山 1-1）
Tel0178-70-2396

《産業廃棄物と一般廃棄物の混合物について》

例えば、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど小売業で、お弁当（おにぎり）を廃棄される場合、中身の食品残渣は事業系一般廃棄物となりますが、パッケージのプラスチックやビニールは産業廃棄物となります。

おもちゃなどの商品の包装についても、紙類（小売業の場合は一般廃棄物）、プラスチック類（産業廃棄物）と、分類されますので、廃棄される場合はできる限り分離して、それぞれ適正な処理をお願いします。

※販売業や小売業から排出される紙類は事業系一般廃棄物となりますが、資源となる紙である場合、搬入規制の対象となります。古紙取扱業者にお渡しください。

4-2-4 最終処分について

事業系一般廃棄物は八戸清掃工場や八戸リサイクルプラザで中間処理され、その焼却灰等については、八戸市一般廃棄物最終処分場に最終処分（埋立）されています。

事業所から排出される廃棄物のうち、直接最終処分するような廃棄物は、ほぼ産業廃棄物に該当します。

例. 焼却灰、汚泥、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず等（P.3 参照）

事業所において、清掃等により廃棄物として処分せざるを得ない土砂（泥状のものを除く）等、一般廃棄物にあたるもので直接最終処分せざるを得ないと思われるものが生じた場合は、事前に清掃事務所にご相談ください。

審査の上、搬入が妥当な場合、八戸市一般廃棄物最終処分場で受入れします。

● 処分手数料

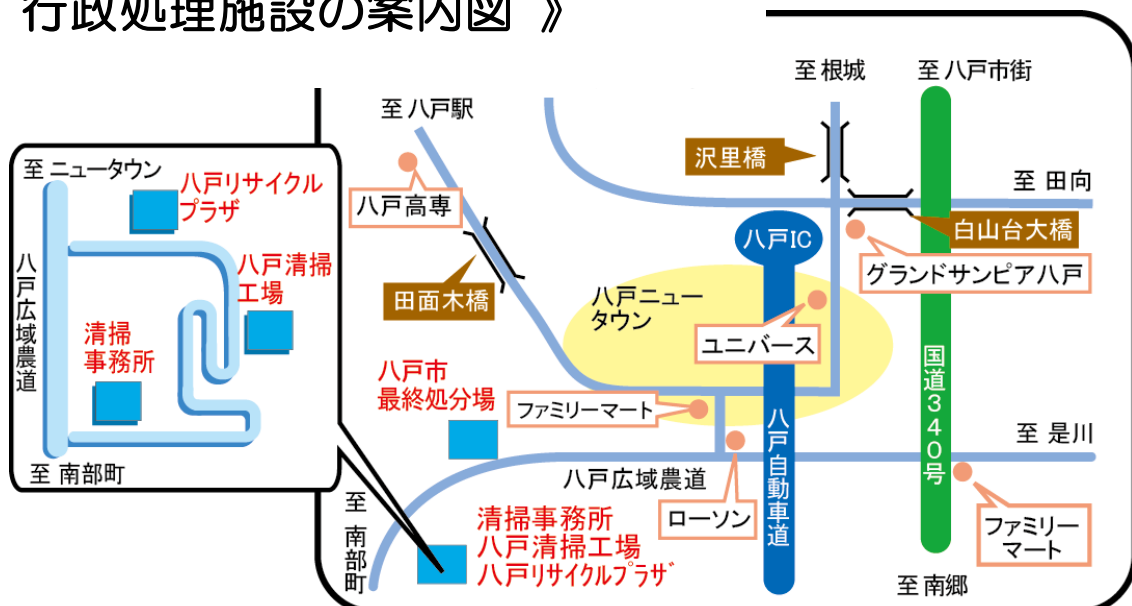
10 kgまでごとに 100 円

● 受入日時

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9～12 時・13～16 時

一般廃棄物の最終処分についてのお問合せ先
最終処分場への搬入 八戸市 清掃事務所 TEL0178-27-4511

《 行政処理施設の案内図 》



4-3 事業所でのごみ分別の例

下記は、一般的な事務所^{※1}を想定したごみの分別の例です。

事業所内で発生する廃棄物の素材など種類に応じ、分別排出のための場所・容器などを準備し、廃棄物が何でできているかを基本に分別します。

排出する従業員一人ひとりが、分別することがポイントです。

ごみ分別の例（一般的な事務所^{※1}）

廃棄物		素材	産業廃棄物	一般廃棄物	処理方法	備考
書類・新聞等		紙		●	①	排出時に分別（P.5 参照）
複写伝票（レシート類）		紙		●	②	可燃 資源とならない紙
割り箸		木		●	②	可燃
生ごみ		生ごみ		●	②	可燃 水切りする
紙製バインダー		紙		●	①	排出時に分別（P.5 参照）
プラスチック製ファイル		プラスチック	●		③	
従業員が個人的に消費した飲料・食品の容器包装 ^{※2}	缶	金属		●	①	軽くすすぎ、鉄・アルミに分別
	弁当容器	プラスチック		●	②	可燃
	ペットボトル	プラスチック		●	②	可燃・資源
	びん	ガラス		●	②	不燃
上記以外の容器包装		金属	●		③	
		プラスチック	●		③	
		ガラス	●		③	
計算機・業務用携帯端末・インクカートリッジ・デジカメ		プラスチック・金属等の混合物	●		③	事業系ごみは小型家電回収ボックスやインクカートリッジ里帰りプロジェクトの回収ボックスを利用できません。
ロッカー		金属	●		③	
(来客用)湯飲み・カップ		陶磁器	●		③	

処理方法

- ① 古紙取扱業者・古物商等に引渡し(又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託)
- ② 行政処理施設へ自己搬入(又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託)
※搬入許可証が必要です（7ページ参照）。
- ③ 産業廃棄物処理業者(産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者)に収集運搬・処分を委託

※1 ここていう「一般的な事務所」とは、産業廃棄物の区分（P.3参照）において「特定の事業活動」に該当しない業種の事務所を想定したものです。

※2 従業員が昼食時など、個人的に購入・消費した食品や飲料等の容器包装のみが対象です。例えば、飲食業者において顧客に提供したもの等は、事業活動に伴うもので産業廃棄物(表中「上記以外の容器包装」)となります。

5 事業所における廃棄物の減量とリサイクル

5-1 事業系一般廃棄物の現状

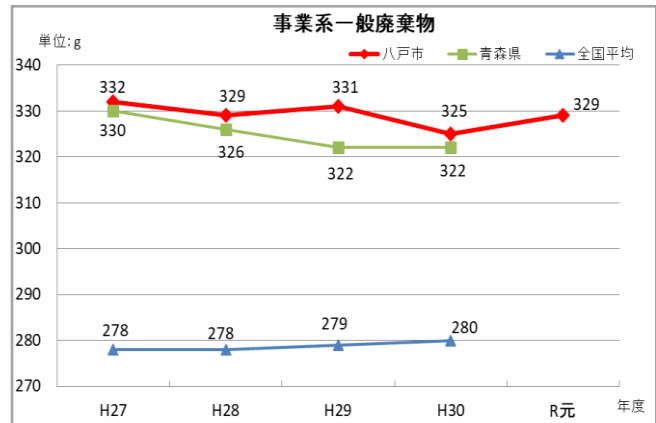
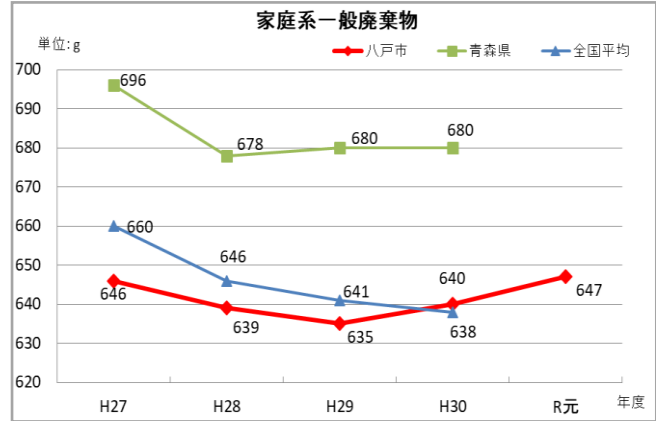
右上のグラフのとおり、当市の家庭系一般廃棄物排出量（市民1人1日当たり）は、青森県を大きく下回り、全国平均との比較においては下回るかほぼ同程度の水準を維持しております。

しかしながら、右下のグラフのとおり、事業系一般廃棄物排出量（市民1人1日当たり）においては青森県を上回っているのみならず、全国平均を大きく上回っております。

これは下表のとおり、当市は人口当たりの事業所数が多く、また近隣町村を含んだ経済圏の中核に位置しており、事業集積が進んでしまうためと推察しています。

各事業所におかれましては、更なるごみ減量に向けて排出抑制に努めつつ、資源となる紙の再資源化及び産業廃棄物の混入防止などに、引き続きご協力をお願いします。

八戸市民1人1日当たりのごみ量
(総排出量÷10月1日時点人口÷年度日数)



	事業所数 A	人口 B	事業系ごみ排出量 C	人口当たり事業所数 (A÷B)	事業所当たり排出量 (C÷A)
八戸市	11,225	234,429人	28,140 t	0.0479	2.51 t
青森県	58,116	1,326,320人	157,716 t	0.0438	2.71 t
全国	5,340,783	127,924,238人	12,988,057 t	0.0417	2.43 t

※事業所数は平成28年経済センサス数値、人口は平成28年10月1日時点
事業系ごみ排出量は平成28年度数値

5-2 ごみの実情の把握

ごみの減量・リサイクルに取り組むためには、まず、ごみの実情を把握することが基本となります。現状把握の上で改善を行い、社内に周知することにより、取組を推進しましょう。

【建物内のごみの流れを知る】

ごみの収集業者やビルメンテナンス会社からごみの処理形態の説明を受け、実情を把握しましょう。

【ごみの分別状況を把握する】

定期的に分別状況をチェックしましょう。

【ごみの排出量を把握する】

どのくらいのごみを排出しているのか把握しましょう。

【廃棄物の管理者を置く】

ごみの排出状況等を管理する責任者を置いて、ごみ減量・リサイクルの推進を図りましょう。

【ごみ排出のルールを周知する】

ごみ出しのフロー図を作成するなど「見える化」し、ルールを社内に周知しましょう。

【ごみの現状を社内で知ってもらう】

把握したごみの現状（排出量や分別状況等）や、注意事項や問題点をまとめて回覧するなど、継続的にPRしましょう。

5-3 減量・リサイクルのポイント

オフィス・事務所での行動メニュー

- 紙ごみの減量に向けて次を心がける
 - ・両面コピーやNアップコピーを活用する
 - ・ミスコピー紙等は、裏面使用やメモ紙などとして活用する
 - ・発生した資源となる紙ごみは、各フロア等の分別ボックスに分別する
 - ・紙の使用量の記録をつけ管理することで、使用量の削減に繋げる
 - ・シュレッダーの使用について再考（5ページ参照）し、再資源化可能な紙の量を増やす
- 事務用品を購入するときは、無駄な在庫を持たないようにする
- ファイルやフォルダー、封筒など、繰り返し使用する
- お茶やコーヒーなどはカップを使用して、使い捨ての紙コップなどの使用量を減らす

販売店での行動メニュー

- マイバックの使用を推奨し、レジ袋削減に取り組む → 家庭系ごみの減量に繋がります
- 過剰包装を控え、簡易包装に取り組む → 家庭系ごみの減量に繋がります
- トレイや紙パックなどの店頭回収を行う → 家庭系ごみの減量に繋がります
- 食品や物品の仕入れには「通い箱」を使用する

飲食店、ホテル・旅館での行動メニュー

- 少量の注文に対応できるようにするなど、食べ残しの削減に努める
- 箸を再使用可能なものに切り替えたり、箸袋を簡素化したりする
- 紙コップや紙製のおしぼりなどの使い捨て製品の使用を控える
- 生ごみを出す前にしっかりと水切りをする
- 食品や物品の仕入れには「通い箱」を使用する
- シャンプーなどはディスペンサー容器を使用する
- 仕入れ・在庫管理を適正に行い、余剰在庫の廃棄量を減らす

※なお、感染症に注意し、無理のない範囲でご協力ください。

6 事業系ごみの開放検査について

八戸清掃工場では、「産業廃棄物」や「資源となる紙」の不適正搬入防止のため、搬入されたごみの中身を検査する「開放検査」を不定期に実施しています。

検査により、不適正搬入物が判明した際は、持ち帰りいただく場合があります。また、排出事業者において分別がされていない場合は、排出事業者への分別指導も行っています。

検査中は搬入者に待機していただくこととなりますが、ごみの減量及び再資源化の推進、廃棄物の適正処理のため、ご理解とご協力をお願いします。

7 お問い合わせ先一覧

一般廃棄物について		
八戸市 環境部		
環境政策課	TEL0178-43-9362	一般廃棄物の分別・リサイクル
環境保全課	TEL0178-51-6195	一般廃棄物処理業
清掃事務所	TEL0178-27-4511	最終処分場
八戸地域広域市町村圏事務組合 環境衛生部		
八戸清掃工場	TEL0178-27-1351	可燃ごみの中間処理
八戸リサイクルプラザ	TEL0178-70-2396	粗大ごみ・不燃ごみの中間処理
八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会		
	TEL0178-20-9377	一般廃棄物収集運搬業者の紹介
産業廃棄物について		
八戸市 環境部 環境保全課		
廃棄物対策グループ	TEL0178-51-6195	産業廃棄物の区分・産業廃棄物処理業の許可
一般社団法人 青森県産業資源循環協会		
	TEL017-721-3911	産業廃棄物処理業者の紹介

事業系ごみ処理マニュアル

～事業系一般廃棄物の適正な処理のために～

発行 平成 25 年 4 月 第 1 版
令和 2 年 6 月 第 1 3 版

編集発行 八戸市 環境部 環境政策課
〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111
TEL 0178-43-9362 (直通)
FAX 0178-47-0722

E-mail kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

内容の一部改訂などがあつた場合の最新版は八戸市ホームページで確認いただけます。

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/mokutekikarasagasu/hikkoshi_sumai/gominowakekata_dashikata/7547.html